

「責任ある積極財政」のもとでの国土整備



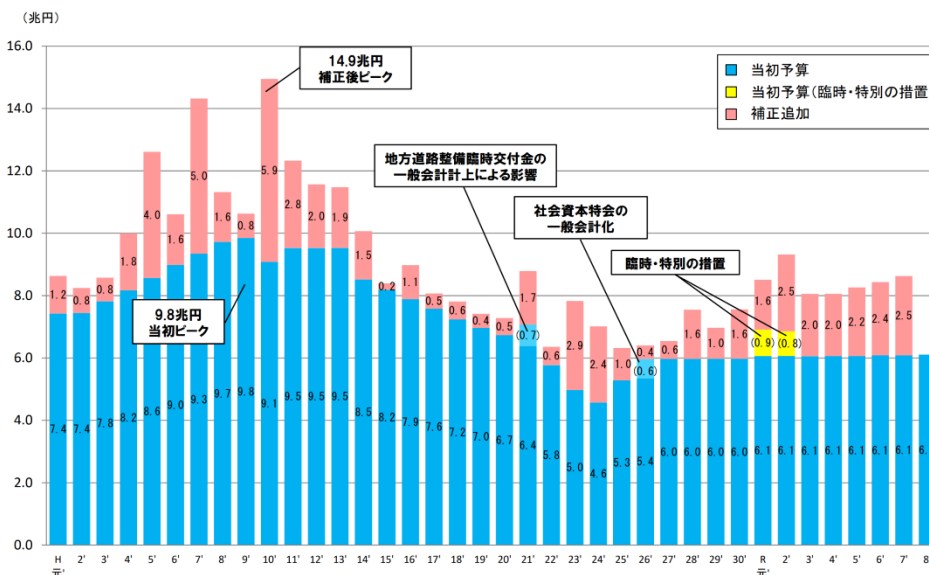
五道仁実
論説委員
(一財) 先端建設技術センター

1月19日、高市内閣総理大臣は、記者会見において行き過ぎた緊縮志向、未来への投資不足というこれまでの経済・財政政策を「責任ある積極財政」へと大きく転換することについて国民の信を問うため衆議院を解散すると宣言した。そして、国の予算の作り方を根本から改め、補正予算が組まれることを前提とした予算編成手法と決別し、必要な予算は当初予算で措置すること、成果管理を徹底することを前提に、複数年度の財政出動をコミットする仕組みを構築したいとした。

ここでは当初予算での措置、複数年度の財政出動の仕組みの構築が国土整備、並びに国土整備に携わる国、自治体や建設業等の建設産業に及ぼす影響について考えてみたい。

国土整備の主な財源である公共事業関係費(当初予算)の推移をみると、1997(平成9)年度約9.8兆円をピークにその後は新自由主義的な政策が進められる中、公共事業予算削減の流れの中で年々減少し、さらには政権交代もあって2012(平成24)年度には約4.6兆円まで減少した。補正予算を見てみると、その時々

公共事業関係費の推移 (H元年度～)



れるため変動の幅は大きい。例えば1998(平成10)年度には金融機関の経営破綻等を踏まえた緊急経済対策として約5.9兆円と大きな補正予算が計上された。近年では当初予算は約6.1兆円とインフレ下においても伸びていないが、補正予算については2兆円を超える規模で大きな変動なく安定的に計上されている。これは複数年度の投資規模を明示した、国土強靱化のための5か年加速化対策の影響が大きい。

国土整備に携わる国や自治体にとっては中長期にわたって安定的で、予見可能な予算は、計画的な発注等の事業執行、事業進捗管理に欠かすことができない。また実際に工事等を行う建設業等の民間事業者にとっては短期的な人繰りや資材調達、中長期的な人的投資、設備投資、さらには事業継承等、企業の経営判断に対し予算の予見可能性は重要な情報を与える。

2003(平成15)年に治水事業五箇年計画等の投資規模を明示した各種社会資本の中長期計画や特別会計が廃止されて以降、複数年度の財政出動をコミットする仕組みがなかった。このため減少する当初予算と変動の大きい補正予算によって国、自治体、建設産業は厳しい国土整備、経営環境にさらされ続けてきた。

2023(令和5)年に国土強靱化基本法が改正され事業内容、投資規模を明示した国土強靱化実施中期計画が法定化された。20数年ぶりに複数年度の財政出動をコミットする仕組みである2026(令和8)年度を初年度とする第一次中期計画が始まる。しかし現在、国土強靱化等の本来計画的に進めるべき予算が補正予

算として計上されている。当初、補正のそれぞれが部分最適として執行されているが、発注規模や繰り越しなど様々な問題を抱えている。必要な予算は当初予算で措置をして全体な最適を考えて執行されることが計画的、効率的な国土整備につながる。これから政府において、具体的な仕組みが検討され、2027(令和9)年度予算編成の指針となる骨太の方針が6月ごろに決定される。国土強靱化の分野だけでなく、経済成長に資する社会資本も含めて複数年にわたり計画的に国土整備を進める仕組みがどのように書き込まれるのか注視したい。

出典 財務省「令和八年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/17.pdf